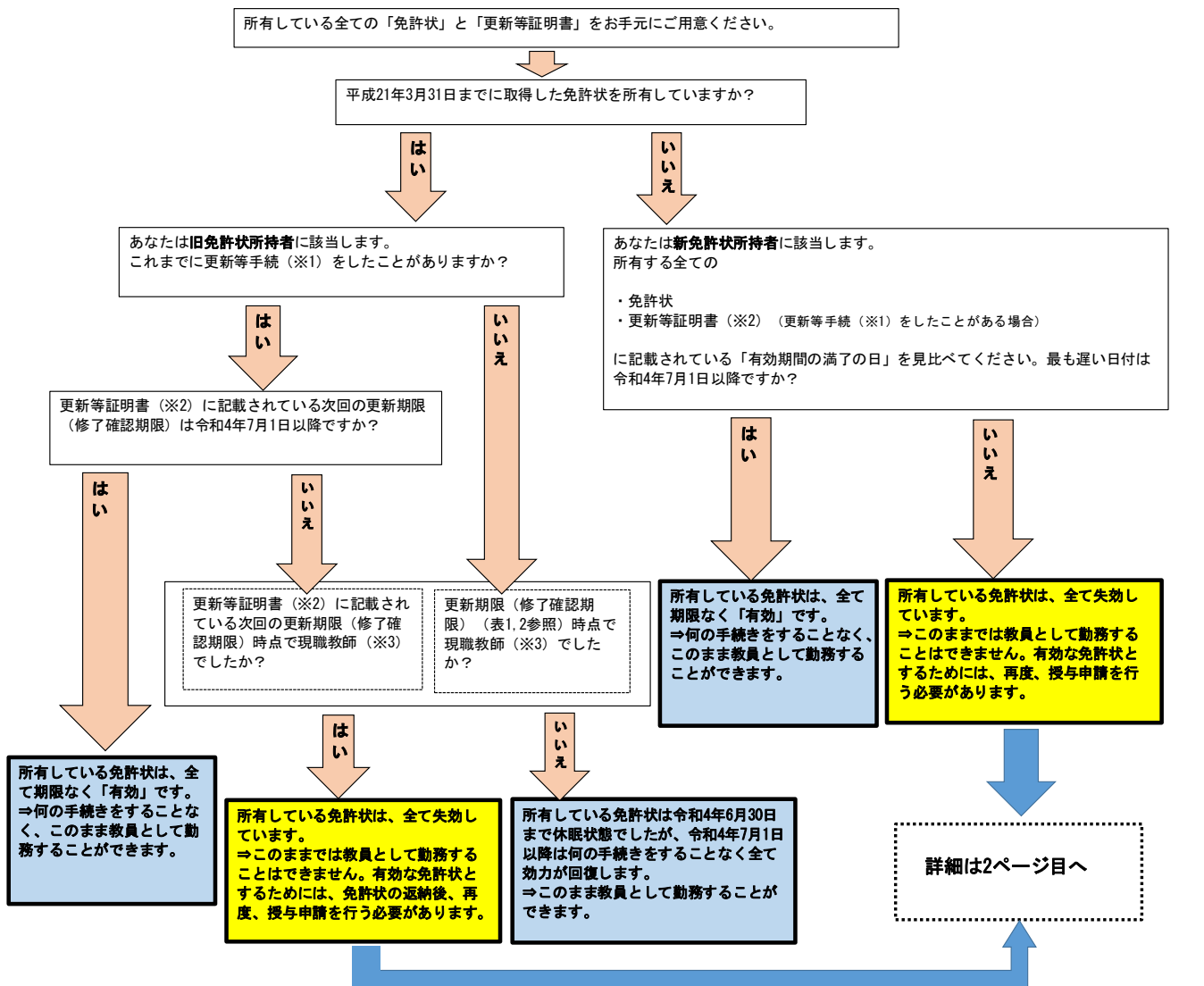


# 1. 令和4年7月1日以降の教育職員免許状の有効性等の確認方法

以下のフローチャートにより、ご自身の教育職員免許状(以下免許状)の有効性等を確認してください。



※1 **更新等手続**とは、教員免許更新制に基づく、更新、延期・延長、免除、回復のいずれかの手続のことを指します。  
 ※2 **更新等証明書**とは、更新等手続を完了した際に都道府県教育委員会から発行される次の証明書を指します。(旧免)「更新講習修了確認証明書、修了確認延期証明書、更新講習免除証明書、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書」(新免)「有効期間更新証明書、有効期間延長証明書」  
 ※3 **現職教師**とは、「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には次の通りです。「校長、副校長、教頭、主幹(養護・栄養)教諭、指導教諭、教諭、栄養教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護助教諭、講師(常勤・非常勤講師)、教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者、また、それらに準ずる者として免許管理者が定める者」

表1 最初の修了確認期限

グループ	生年月日	修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	平成23年3月31日
	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	
	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	平成24年3月31日
	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	
3	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成25年3月31日
	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	
4	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	平成26年3月31日
	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	
5	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	平成27年3月31日
	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	
6	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成28年3月31日
	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	
7	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	平成29年3月31日
	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	
8	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	平成30年3月31日
	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	
9	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成31年3月31日
	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	
10	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	令和2年3月31日
	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	
	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	
	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	
	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	
	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	
	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	
	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	
	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	
	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	
	昭和59年4月2日～	

表2 栄養教諭免許状を所有する方の最初の修了確認期限

グループ	免許状を授与された日	修了確認期限
1	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日

※旧免許状所持者で、平成21年4月1日以降に授与された栄養教諭免許状を所有する場合は、表1をご確認ください。

## 2. 免許状が失効し、再度、授与申請を行う場合の必要な手続きについて

### (1) 旧免許状所持者が期限切れ失効となった場合

- ① 更新期限（修了確認期限）時点の勤務地が所在する都道府県教育委員会の教員免許担当課に連絡し、所有する全ての免許状を返納する。
- ② 所有していた免許状の授与権者である都道府県教育委員会（もしくは現在の居住地の都道府県教育委員会）に授与申請を行う。

### (2) 新免許状所持者が期限切れ失効となった場合

- ① 所有していた免許状の授与権者である都道府県教育委員会（もしくは現在の居住地の都道府県教育委員会）に授与申請を行う。

### (3) 熊本県に授与申請を行う場合の必要書類（別表第1による取得方法の場合）※別表第1以外の取得方法は下記HPで確認ください。

- ・手数料（免許状1通につき3,300円） 県の収入証紙等により納入
- ・教育職員免許状授与願（別記第3号様式）
- ・履歴書（別記第4号様式）
- ・学力に関する証明書（免許状取得時に適用されていた法律による様式） 単位を修得した大学に発行依頼が必要
- ・その他必要なもの（提出書類と現在の姓が異なる場合：戸籍抄本等）

#### ※補足

- ・（1）の場合、失効か休眠かを確認するため、更新期限（修了確認期限）時点で勤務していた所属が発行する在職証明書等を求めることがあります。
- ・（2）について、新免許状所持者の方が期限切れ失効となった場合は、免許状の返納は不要です。
- ・授与申請を行う際には、講習の受講等の必要はありません。
- ・熊本県に授与申請をされた場合は、必要書類をそろえて郵送で提出後、30日～45日程度で免許状発行となります。
- ・授与申請についての詳細や必要書類の様式は、熊本県教育委員会ホームページに掲載しています。  
（ホーム>教職員 教員免許>教育職員免許状の各種申請）<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/list249-697.html>